八　王　子　市

循環型社会形成推進地域計画

（第三次計画）

令和元年 12 月 6 日

令和　2 年　11 月 26 日変更

八　王　子　市

目　　次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 1
（１） 対象地域 1
（２） 計画期間 1
（３） 基本的な方向 1
（４） ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況 2
2 循環型社会形成推進のための現状と目標 3
（１） 一般廃棄物等の処理の現状 3
（２） 生活排水の処理の現状 4
（３） 一般廃棄物等の処理の目標 5
（４） 生活排水の処理の目標 7
3 施策の内容 8
（１） 発生抑制、再使用の推進 8
ア 有料化 8
イ 環境教育・人材育成のための取り組み 8
ウ 生ごみの減量・資源化の推進 8
エ 行動の変化を促す啓発・指導・情報提供 9
オ 市民による再使用の促進 9
カ 排出事業者へのきめ細かな指導 10
キ 事業者の意識の変化を促す啓発・情報提供 10
ク 食品廃棄物の減量・資源化の推進 10
ケ 個人設置浄化槽維持管理の徹底 11
コ 市民への啓発活動と相談体制の充実 11
（２） 処理体制 13
ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後 13
イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後 13
ウ 生活排水処理の現状と今後 14
エ 今後の処理体制の要点 16
（３） 処理施設の整備 16
ア 廃棄物処理施設 16
イ 合併処理浄化槽の整備 16
（４） 施設整備に関する計画支援事業 17
（５） その他の施策 18
ア 三者協働による取り組みの推進 18
イ 公共下水道の接続促進 18
ウ 市設置型浄化槽の設置促進 20
エ まちの美観の確保（不法投棄対策） 20

オ 災害時の廃棄物処理に関する事項 21
4 計画のフォローアップと事後評価 23
（１） 計画のフォローアップ 23
（２） 事後評価及び計画の見直し 23

1　地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

（１）対象地域

構成市町村名　　八王子市
面　　積　　186.38 km^2
人　　口　　562, 522 人（平成 30 年 10 月 1 日現在）

（対象地域図：添付資料１）

（２）計画期間

本計画は施設計画等を踏まえ、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

（３）基本的な方向

本市を取り巻く環境は、平成 27 年（2015 年）国勢調査において、初めて人口が減少に転じ、「八王子ビジョン 2022（2018 基本計画改定版）」における人口推計では、令和 12 年（2030 年）時点において、平成 27 年（2015 年）から約 5%減少するとともに、65 歳以上の高齢者人口の割合は 28%を越えることが想定されている。ごみ処理体制の面では、本市で発生するごみの一部を処理している多摩ニュータウン環境組合や、東京たま広域資源循環組合の施設も更新時期を迎えることから、引き続き両組合とも連携を図りつつ、より効率的な処理を推進する必要がある。平成 27 年（2015 年）に中核市となった本市は、両組合の構成団体の一員として、多摩地域での安定的なごみ処理システムの構築や、環境配慮への取り組みに貢献することが求められている。これまで本市では生活系ごみ※の有料化（平成 16 年（2004 年））をはじめ、資源物回収の拡大（平成 22 年（2010 年））、清掃工場へのごみ持ち込み手数料の改定（平成 27 年（2015 年））やダンボールコンポストの普及等のソフト面での施策の推進とあわせて、戸吹不燃物処理センターへの手選別ラインの導入（平成 27 年（2015 年））などハード面での取り組みも進めてきた。こうした取り組みと、市民や事業者の協働により、環境省が平成 31 年（2019 年）4 月に発表した「一般廃棄物の排出及び処理状況等（平成 29 年度）について」では、人口 50 万人以上の都市の中で、1 人 1 日あたりの総排出量が全国１位、リサイクル率も全国４位の実績を残すことができた。また、平成 30 年度（2018 年度）には、「埋立処分量ゼロ」を達成した。

今後も、資源の有効活用や環境負荷への低減等の観点から、食品ロスをはじめとした資源ロスの削減や、ごみの減量・資源化に向けて取り組むことが重要であり、これらの取り組みを推進することにより、人口 50 万人以上の都市の中で、１人１日あたりの総排出量全国１位の維持をめざす。

※本計画内では、八王子市ごみ処理基本計画（平成 31 年（2019 年）３月）で定義している「家庭系ごみ」のことを「生活系ごみ」という。

（４）ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

本市においては、中間処理に関して町田市、多摩市とともに「多摩ニュータウン環境組合」を構成し、多摩清掃工場（多摩ニュータウン環境組合）において、焼却処理ならびに粗大ごみ処理の広域処理を実施している。平成 22 年（2010 年）９月に館清掃工場の稼動を停止したため、平成 22 年（2010 年）10 月より一時的に処理区域を拡大している。

また、最終処分に関しては「東京たま広域資源循環組合」（25 市 1 町）により広域的な最終処分を実施している。

本市では、今後もこのような広域的な処理を取り入れた効率的なごみの処理・処分の実施を継続していく。

東京都では、一般廃棄物処理の広域化の推進を図るため、多摩地域及び島しょ地域を対象として、平成 11 年（1999 年）３月に「東京都ごみ処理広域化計画」（以下「都広域化計画」という。）を策定しているものの、平成 31 年３月 29 日付環循適発第 1903293 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」に基づく都広域化計画の策定・見直しは行われていないため、今後、都が都広域化計画の策定・見直しをし次第、当該計画に基づいてごみ処理の広域化・施設の集約化について検討する。

2　循環型社会形成推進のための現状と目標

（1）一般廃棄物等の処理の現状

平成 30 年度（2018 年度）の一般廃棄物の排出、処理状況は図 1 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、156,986 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 53,253 トン、リサイクル率（＝総資源化量／（計画処理量＋集団回収量））は 33.9%である。

中間処理による減量化量は 103,733 トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね７割が減量化されている。また、本市における最終処分量は平成 30 年度（2018 年度）以降、０トンである。

なお、中間処理量のうち、焼却処理を行っているのは 114,168 トンである。

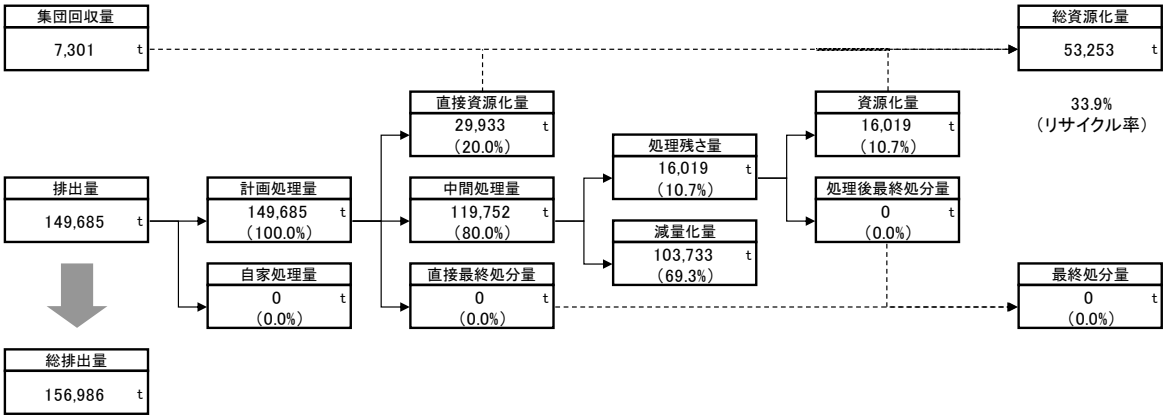

（　）内数値は、計画処理量に対する割合

図 1　一般廃棄物の処理状況フロー（平成 30 年度（2018 年度））

（２）生活排水の処理の現状

平成 30 年度（2018 年度）の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 2 のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 562,522 人であり、汚水衛生処理人口は 555,319 人、汚水衛生処理率 98.7％である。

し尿発生量は 1,589kl／年、浄化槽汚泥発生量は 6,238kl／年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 7,827kl／年である。

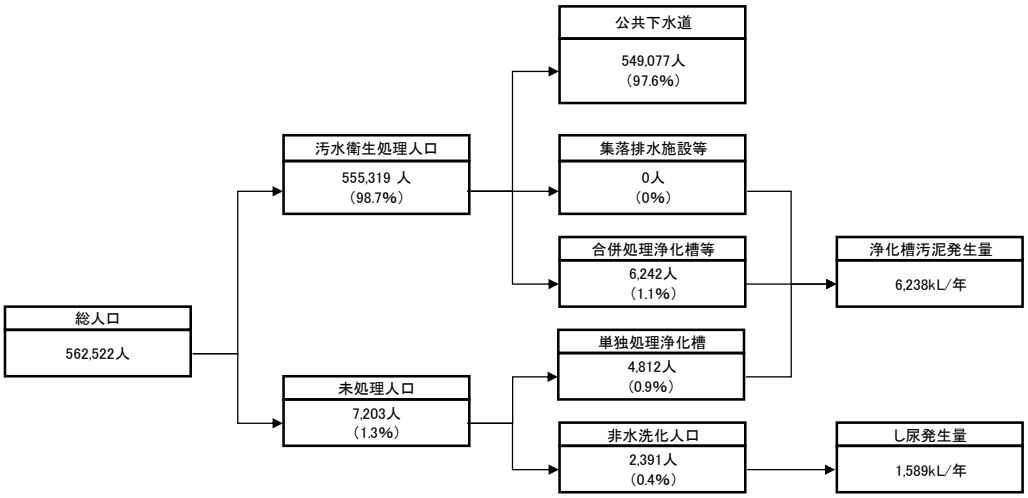

［平成 30 年 10 月 1 日現在］
注）外国人登録者数を含む

図 2　生活排水の処理状況フロー（平成 30 年度（2018 年度））

（3）一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表 1 のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

（ごみ処理目標の設定に関するグラフ：添付資料２）

表 1　減量化、再生利用に関する現状と目標

指標			現　状[割合※1]（平成30年度（2018年度））		目　標 [割合※1]（令和7年度（2025年度））	
排出量	事業系	総排出量	25,557 トン	-	24,104 トン	[-5.7%]
		1 事業所あたりの排出量※2	1.35 トン/事業所	-	1.22 トン/事業所	[-9.6%]
	生活系	総排出量	124,128 トン	-	119,596 トン	[-3.7%]
		1 人あたりの排出量※3	453.2 g/人・日	-	438.1 g/人・日	[-3.3%]
			165 kg/人	-	160 kg/人	[-3.0%]
	合計	事業系家庭系排出量合計※4	149,685 トン	-	143,700 トン	[-4.0%]
再生利用量	直接資源化量		29,933 トン	[20.0%]	31,343 トン	[21.8%]
	総資源化量※5		53,253 トン	[33.9%]	52,801 トン	[35.1%]
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量及び熱利用量）※6		14,765 MWh	-	34,720 MWh	-
			99,442 GJ		149,163 GJ	
減量化量	中間処理による減量化量		103,733 トン	[69.3%]	97,613 トン	[67.9%]
最終処分量	埋立最終処分量		0 トン	[0.0%]	0 トン	[0.0%]

※1　排出量は現状に対する割合、その他は排出量の合計に対する割合

※2（1事業所当たりの排出量）＝{(事業系ごみの総排出量)－(事業系ごみの資源ごみ量)}／（事業所数）

（＊事業系資源ごみ量は、平成 30 年度 436 t 、令和 7 年度 462 t である。）

（＊事業所数は、過去の調査結果（H24、26、28 年度）より、その平均値である 18,609 事業所を用いた。）

※3（1人当たりの排出量[g/人・日]）＝{(生活系ごみの総排出量)－(生活系ごみの資源ごみ量)}／（計画区域内人口）／365 日

（1人当たりの排出量[kg/人]）＝{(生活系ごみの総排出量)－(生活系ごみの資源ごみ量)}／（計画区域内人口）

※4　排出量の合計は側溝清掃ごみや不法投棄等のその他ごみを含む。

※5　総資源化量は集団回収量を含み、排出量の合計には含まない。

※6　熱利用量の現状については、現有施設の基幹改良工事のため、平成 30 年 8 月～平成 31 年 3 月の間の実績である。

《指標の定義》

排出量　　：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く）[単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位：MWh]及び熱利用量 [単位：GJ]

最終処分量　：埋立処分された量 [単位：トン]

再生利用量　：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

減量化量　　：中間処理量と処理残さ量及び資源化量の差 [単位：トン]

人　　口　：H30：562,522 人（実績：各年 10/1 現在）、R7：550,532 人（推計：各年 10/1 現在）とする。

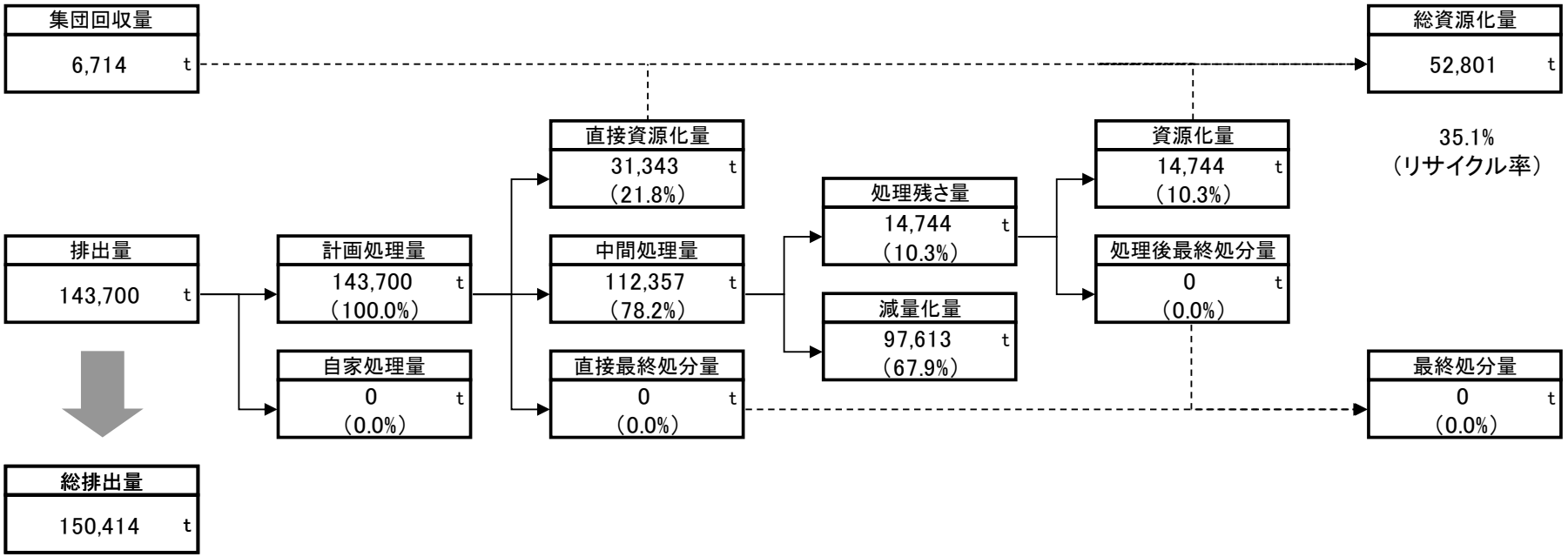

（ ）内数値は、計画処理量に対する割合

図 3　目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和 7 年度（2025 年度））

（４）生活排水の処理の目標

市内における生活排水については、市民の快適な生活環境の要望と、公共用水域の水質保全のため、公共下水道による処理を本市の生活排水処理の中心に据え、面的整備の促進と下水道供用開始地域での下水道接続率の向上を進めるとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換などを図ることで、循環型社会の実現を目指し、表 ２のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

（し尿、汚泥処理目標の設定に関するグラフ：添付資料３）

表 2　し尿処理の現状と将来

項　　目		現　　在 （平成 30 年度（2018 年度））		目標年次 （令和 7 年度（2025 年度））	
処理形態別人口	公共下水道	549,077 人	（97.6%）	542,719人	（98.6%）
	集落排水施設等	0人	（0.0%）	0 人	（0.0%）
	合併処理浄化槽等	6,242 人	（1.1%）	4,162 人	（0.8%）
	単独処理浄化槽	4,812 人	（0.9%）	2,467 人	（0.4%）
	非水洗化人口	2,391 人	（0.4%）	1,184 人	（0.2%）
	合　　計	562,522 人		550,532 人	
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	1,589kl		830 kl	
	浄化槽汚泥量	6,238kl		3,530 kl	
	合　　計	7,827kl		4,360 kl	

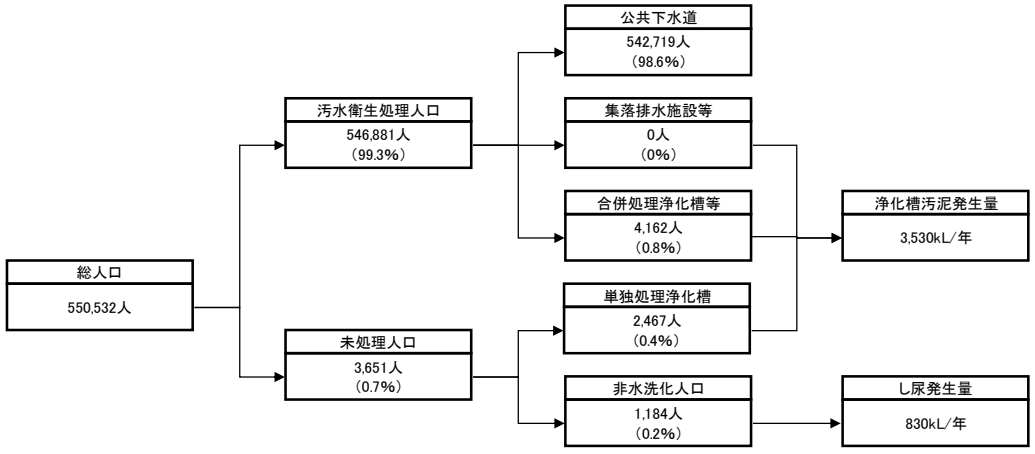

図 4　目標達成時の生活排水の処理状況フロー（令和 7 年度（2025 年度））

3　施策の内容

（1）　発生抑制、再使用の推進

ア　有料化

施策番号101　有料化

本市においては平成 16 年（2004 年）10 月に家庭ごみの有料化を実施し、市と市民の取り組みにより、家庭ごみについては、有料化前の平成 15 年度（2003 年度）に比べて平成 17 年度（2005 年度）は約 36,000t（約 28%）、平成 30 年度（2018 年度）は約 41,000t（約 32%）を減量し、市民の環境に関しての高い意識を保持したまま、ごみ減量効果を維持することに成功している。

今後もこの効果を維持することを目指すとともに、必要に応じて制度の見直しを行うこととする。

イ　環境教育・人材育成のための取り組み

施策番号102　リサイクル推進員等との協働による啓発

リサイクル推進員に本市の目標・課題・取り組み等を理解してもらうため、研修会や意見交換会を引き続き開催する。その上で、リサイクル推進員をはじめ町会・自治会等とも協働しながら、市民センターまつり等の地域行事を通じて、市民への効果的な周知・啓発を行っていく。

施策番号103　環境教育・環境学習の推進

市民・事業者のごみ問題に関する知識の習得や意識向上を目的として、各種イベントへ積極的に出展するなど、引き続き環境教育・環境学習を推進していく。

なかでも、施設見学や出前講座など、直接顔をあわせることが出来る機会を有効に活用し、身近で分かりやすい情報発信・普及啓発に努める。

また、次世代を担う子どもたちが、ごみ問題や自然環境に関する意識を高く持っていられるよう、授業を通じて描いたごみ問題啓発ポスターの掲示を継続して実施する。

施策番号104　生ごみリサイクルリーダーの養成

本市では、生ごみの資源化を市民に普及することを目的に生ごみリサイクルリーダーを認定しているが、多様な生ごみ資源化のニーズに対応し、より多くの市民へ普及するため、これからも地域での取り組みの中心となる人材の発掘や人材育成に努めていく。

また、これらを効果的に推進していくため、生ごみリサイクルリーダーと連携・協働しながら、新たなリーダーを養成するための仕組みづくりも行っていく。

ウ　生ごみの減量・資源化の推進

施策番号105　家庭における食品ロス削減の促進

家庭における食品ロスの発生を抑制するために、「3 キリ運動（使いキリ、食べキリ、水キリ）」を推進する。食品の賞味期限・消費期限表示や食品の正しい保存方法等について、広報や地域のイベント、戸別訪問等を通じて、市民に情報提供を行う。また、フードドライブやフードバンクなどをはじめとした食品ロス削減の取り組みを進めるため、他所管や関係機関と連携を図る。

施策番号106　ダンボールコンポスト等の普及拡大

生活系ごみの生ごみに多く含まれる調理くずや食べ残しの減量活動の一環として、ダンボールコンポスト等の普及拡大・定着率の向上を図る。

ダンボールコンポストをはじめとした生ごみたい肥化に関する講習会（初心者向け・経験者向け）や出前講座等を継続して行っていくとともに、多くの市民が参加する環境フェスティバル等での展示・実演や啓発冊子の配布等により、ダンボールコンポストを利用するメリットを市民に広く知ってもらう機会を増やす。

さらに、ダンボールコンポスト等を継続して利用してもらえるよう、利用者同士が交流できる場を設けるほか、実際の使用状況やたい肥の使い道、使用した感想等についてのアンケート調査を引き続き実施し、その結果を周知・活用する。また、生ごみのたい肥化に関する疑問や悩みがある方が、生ごみリサイクルリーダーに気軽に相談できるよう、フォローアップ体制を拡充していくとともに、ダンボールコンポスト等がより入手しやすくなるよう今後も引き続き改善を図っていく。

施策番号107　生ごみの水切り（ひとしぼり）による減量の促進

生活系ごみに占める割合が最も多い生ごみは、水分を多く含んでおり（約 7 割 ）、水切りが減量に大きく役立つことから、水切り後のひとしぼりに重点を置いたキャンペーンや啓発活動を推進する。

エ　行動の変化を促す啓発・指導・情報提供

施策番号108　広報・ホームページや新たな情報媒体を活用した啓発

情報の入手方法の多様化に対応するため、紙媒体のほかにも、ホームページや SNS 等を活用することにより、効果的な情報提供を行う。

施策番号109　ごみの減量・資源化に取り組めていない市民への情報提供

本市のごみ出しルールが浸透していない転入者や学生、外国人に対し、集合住宅の管理会社やオーナー、市内の大学等とも連携して効果的な啓発を実施するとともに、ごみの排出状況が悪い場所には、清掃指導員が個別に訪問し、現場力を活かした啓発・指導を行う。

大学における相談コーナーの設置や出前講座の実施など、より効果的な情報提供の方法を検討する。また、集合住宅ごみ等優良排出管理認定制度等を活用することにより、集合住宅のオーナーと市民双方のメリットにつながることを周知する。

オ　市民による再使用の促進

施策番号110　不要品をリユースする仕組みづくり

不要品の中でも再使用可能な品物については、関係機関等と連携することにより、必要とする市民に譲渡できる体制を構築するなど、不要品を活用するための仕組みづくりを行う。

施策番号111　フリーマーケット開催情報の提供

フリーマーケットなど、市民同士で行う不要品のリユースを推進することで、ごみ

の発生を抑制するだけでなく、参加者の意識向上を図る。あったかホールで実施しているフリーマーケットをはじめとして、開催情報を市民に効果的に提供することで、リユースの取り組みへとつなげていく。

施策番号112　リユースショップの利用促進

リユースショップの利用を促すため、リユースショップを紹介する冊子の配布や、あったかホールで実施しているリユースマートの PR 等を行っていく。

カ　排出事業者へのきめ細かな指導

施策番号113　減量・資源化を促す訪問指導の拡大

減量・資源化の効果が大きいと考えられる多量排出事業者を中心に訪問し、機密文書（紙類）や食品残渣（生ごみ）等の民間施設での資源化を推進するなど、ごみ減量効果の拡大をめざす。

施策番号114　清掃工場での搬入物検査の強化

清掃工場に搬入されるごみの搬入物検査を定期的に実施することにより、不適正排出の抑止を図る。また、新清掃施設にも搬入物検査機を導入し、効率的に運用していく。

施策番号115　適正排出を促す指導

搬入物検査により不適正な搬入物が判明した場合は、収集運搬業者に対して持ち帰りを指示するとともに、排出事業者に対してもごみを適正に排出してもらうための指導を行う。

キ　事業者の意識の変化を促す啓発・情報提供

施策番号116　事業者に合わせた啓発の実施

市内全ての事業者がごみの減量・資源化に取り組めるよう、先進事例を収集し、訪問指導時や市が開催する講習会等で紹介していく。また、「事業系ごみの手引き」を引き続き配布し、生活系ごみとの違いを分かりやすく伝えていく。

施策番号117　事業者向け講習会の開催

事業者向けに開催している３R 講習会を引き続き実施していく。

ク　食品廃棄物の減量・資源化の推進

施策番号118　事業者における食品ロス削減の取り組み

平成 28 年度（2016 年度）から推進している「食品ロス削減プロジェクト」を発展させ、食べ残しの削減等の取り組みに賛同する対象事業所の拡大等を進めていく。また、飲食店等への周知にあたっては、関係機関とも連携を図りながら、事業者に対し効果的な情報発信を進めていく。

施策番号119　食品リサイクルの普及促進

食品リサイクル法の対象事業者が食品残渣の減量・資源化に向けた取り組みを主体

的に進めていけるよう、訪問指導等により広報・啓発し、事業者にとって有用な情報を提供していく。

ケ　個人設置浄化槽維持管理の徹底

施策番号120　浄化槽三大義務の周知・啓発

八王子市の浄化槽の保守点検・法定点検の実施率は全国的にみても低い水準となっていることから、個人設置浄化槽の管理者に対して、下水道接続促進を実施するとともに、東京都環境局との連携を図り、戸別訪問によるパンフレットの配布や浄化槽の適正な維持管理「浄化槽の三大義務」保守点検・清掃・法定検査の実施を促す。

＜管理不十分浄化槽への指導強化＞

三大義務の啓発を行うとともに、清掃・保守点検の実施率や法定検査受検の頻度などを精査し、管理不十分な浄化槽管理者に対し訪問指導を強化する。

＜単独処理浄化槽への指導強化＞

環境負荷の大きい単独処理浄化槽の管理者に対して、浄化槽管理の徹底を指導するとともに、台所・洗濯等からの汚濁負荷の削減についても指導を強化していく。

施策番号121　法定検査受検率の向上

三大義務未履行者に対し、浄化槽法定検査受検率向上に向け、東京都環境局と啓発文書による通知などについて実施していく。また、実施すべき法定検査時期について把握し、法定期間終了前に送付する通知書の裏面に「浄化槽法定検査依頼書」を添えて受検を促す。

施策番号122　浄化槽法に基づく指導・勧告の実施

浄化槽法による三大義務を履行しない浄化槽管理者に対し、口頭指導及び助言を行うとともに、生活環境の保全及び公衆衛生の確保に当たり特に、必要があると認められる場合は、新たに基準を設けて浄化槽法に基づく文書による指導・勧告の実施に向けた検討を行う。

コ　市民への啓発活動と相談体制の充実

施策番号123　市民への啓発活動と情報提供の新たな仕組み

市民活動による地道な啓発活動は基本方針の達成には重要であることから、今後も、市ではガサガサ探検隊などの体験型イベントを行うことで、市民の方々に川のきれいさを感じてもらうとともに、生活排水が河川に流出することによる影響や防止について引き続き啓発を行っていく。また、併せて各地区での活動を集約し、ホームページ等で情報を発信していく仕組みを検討していく。

施策番号124　浄化槽・接続促進の相談窓口の継続

平成 24 年（2012 年）4 月に「下水道接続・浄化槽なんでも相談窓口」を開設し、平成 24 年度（2012 年度）には 147 件、平成 29 年度（2017 年度）には 194 件の問い合わせがある。

相談の内容は下水道への接続相談をはじめ、浄化槽の維持管理方法、雨水貯留槽や雨水浸透桝の設置について、管工事業者、浄化槽清掃業者について、給排水に関することなどの順になっており、水に関する要望や関心が高いことから、市民の皆様に浄化槽・接続促進などの水に関する相談について、ワン・ストップ・サービスを提供する取り組みを関係所管と連携、協働しながら相談窓口を継続していく。

（２）処理体制

ア　生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表 ３のとおりである。

現状、本市のごみ処理体制について、可燃ごみは市内２清掃工場（「戸吹清掃工場」と「北野清掃工場」）と多摩清掃工場で焼却処理し、不燃ごみは「戸吹不燃物処理センター」と「多摩清掃工場」で処理している。ペットボトル及び容器包装プラスチックについては「プラスチック資源化センター」で処理している。

今後は、平成 34 年度（2022 年度）を目途に、新ごみ処理施設（仮称：新館清掃施設）の稼働を目指し、現状の「戸吹清掃工場」と合わせて可燃ごみ処理を行う。なお「北野清掃工場」は新施設の稼働に合わせて休止する予定としている。

ごみの排出状況について、ペーパーレス化や容器包装の軽量化等を起因として資源物量が減少していることから、ごみ排出量は減少傾向にある。可燃ごみについては、平成 22 年（2010 年）に実施した生活系ごみの分別区分の変更により、不燃ごみの一部が可燃ごみに移行したため、微増傾向にある。

ごみ処理状況について、可燃ごみ処理によって発生する焼却灰は、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設で資源化を行っており、また不燃ごみ処理によって発生する不燃残渣は、戸吹不燃物処理センターへの手選別ラインの導入（平成 27 年（2015 年））、民間施設における資源化（平成 30 年（2018 年））等を行うことにより、埋立処分量はゼロとなっている。

今後も、（１）で示した発生抑制及び再使用の推進に係る施策とともに、下記に示す通り、安定・継続的かつ効率的な処理を継続・維持するための収集・処理に係る対策も推進していく。

- ❑ 市内２清掃工場体制を基本とした清掃施設の整備
- ❑ 新館清掃施設の建設・稼働
- ❑ 廃棄物処理の動向を踏まえた施設整備の研究
- ❑ 剪定枝資源化事業の推進
- ❑ 新たな資源化事業の検討
- ❑ 清掃工場での熱エネルギーのさらなる有効利用
- ❑ 排出量に応じた収集・処理方法の効率化
- ❑ 清掃工場へのごみ持ち込み方法の見直し
- ❑ 高齢者・ごみ出し困難者支援の充実

イ　事業系ごみの処理体制の現状と今後

現状、市の清掃工場への持ち込み手数料の改定等を起因として、ごみの排出量は減少傾向にある。しかし事業系可燃ごみの中には、資源化可能な紙類が含まれること、また本来産業廃棄物として排出されるプラスチック類が混入していることもあることから、今後更なる分別収集の徹底を行う。

ウ　生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き、下水道が整備されていない人口散在地域等で合併浄化槽の整備を進めていく。

また、し尿、浄化槽汚泥については、現在は、し尿・浄化槽汚泥等の処理によって発生したし渣及び浄化槽汚泥を北野清掃工場と北野下水処理場で処理しているが、令和２年度（2020 年度）以降、し尿・浄化槽汚泥等の処理方法を固液分離希釈放流から前処理希釈放流に変更を予定していることから、し渣のみを市内清掃工場で処理することとなる。今後、老朽化した施設の適切な維持管理とともに、公共下水道の水洗化率の向上による搬入量の減少や浄化槽汚泥の性状変化及び編入による新たな排除基準への対応を図り、安定的なし尿・浄化槽汚泥等の中間処理に努める。

表 3　一般廃棄物の分別区分及び処理方法

［現　状］（平成 30 年度（2018 年度））

区分		分別区分		処理方法	処理施設	搬入量（t/年）
生活系	ごみ	可燃ごみ		焼却（一部焼却後資源化）	戸吹清掃工場	59,719
					北野清掃工場	
					多摩清掃工場	25,363
		不燃ごみ		破砕処理（処理後：焼却・資源化）	戸吹不燃物処理センター	4,268
					多摩清掃工場	1,077
		有害ごみ		委託処理	民間施設	285
					多摩清掃工場	60
		粗大ごみ	可燃性	焼却（一部焼却後資源化）	戸吹清掃工場	2,282
			不燃性	破砕処理（処理後：焼却・埋立・資源化）	戸吹不燃物処理センター	
					多摩清掃工場	
	資源物	古紙	新聞紙	委託による資源化	民間施設	30,933
			ダンボール	〃	〃	
			雑誌・雑紙	〃	〃	
		紙パック		〃	〃	
		空きびん		〃	〃	
		古着・古布		〃	〃	
		紙パック		〃	〃	
		はがき類		〃	〃	
		ペットボトル		圧縮・梱包	プラスチック資源化センター	
		プラボトル				
		発泡スチロール				
		その他プラスチック製容器包装				
事業系	ごみ	可燃ごみ		焼却	戸吹清掃工場	22,555
					北野清掃工場	
					多摩清掃工場	2,566
	資源物	資源物		処理業者が収集・運搬	民間施設	436

※その他ごみ（側溝清掃ごみ119t/年及び不法投棄22t/年）を含まない

［将　来］（令和 7 年度（2025 年度））

分別区分		処理方法	処理施設	搬入量（t/年）
可燃ごみ		焼却（一部焼却後資源化）	戸吹清掃工場（仮称）新館清掃施設	62,151
			多摩清掃工場	18,296
不燃ごみ		破砕処理（処理後：焼却・資源化）	戸吹不燃物処理センター	4,060
			多摩清掃工場	1,287
有害ごみ		委託処理	民間施設	247
			多摩清掃工場	75
粗大ごみ	可燃性	焼却（一部焼却後資源化）	戸吹清掃工場	1,921
	不燃性	破砕処理（処理後：焼却・埋立・資源化）	戸吹不燃物処理センター	
			多摩清掃工場	
古紙	新聞紙	委託による資源化	民間施設	31,439
	ダンボール	〃	〃	
	雑誌・雑紙	〃	〃	
紙パック		〃	〃	
空きびん		〃	〃	
古着・古布		〃	〃	
紙パック		〃	〃	
はがき類		〃	〃	
ペットボトル		圧縮・梱包	プラスチック資源化センター	
プラボトル				
発泡スチロール				
その他プラスチック製容器包装				

可燃ごみ	焼却	戸吹清掃工場北野清掃工場	21,561
		多摩清掃工場	1,106
資源物	処理業者が収集・運搬	民間施設	1,437

※その他ごみ（側溝清掃ごみ104t/年及び不法投棄16t/年）を含まない

エ　今後の処理体制の要点

◇将来の安定・継続的なごみ処理を第一に考え、平成 31 年（2019 年）３月現在で稼働から 25 年が経過している北野清掃工場の代替施設として、令和４年度（2022 年度）の稼働を目指して（仮称）新館清掃施設を整備し、平成 31 年度（2019 年度）に基幹改良工事を終える戸吹清掃工場とともに、市内２清掃工場体制を維持する。

◇更新施設は高効率なエネルギー回収施設とし、低炭素社会への貢献を目指す。

◇東京たま広域資源循環組合の二ツ塚最終処分場の延命化、更なる再資源化及び限られた資源の有効利用促進のため、更新した戸吹不燃物処理センターにおいて、破砕・選別処理後残渣等の再資源化の徹底を図る。

◇八王子市災害廃棄物処理計画で想定している多摩直下地震や頻発する豪雨災害等に備えるため、大規模な災害に備えた連携体制や、処理システムの構築を目指す。

◇生活排水の処理について、下水道接続率の向上を図る。

（処理体制の現状と将来：添付資料４）

（３）処理施設の整備

ア　廃棄物処理施設

（2)を踏まえた、分別区分及び処理体制で処理を行い、さらにエネルギー回収施設での熱回収効率を向上させるため、表 ４のとおり必要な施設整備を行う。

表 4　整備予定の処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
01	エネルギー回収施設 （仮称）新館清掃施設	（仮称）新館清掃施設整備事業	160t/日	八王子市館町 2700 番地	R2～R4

（整備理由）

事業番号 01　安定性・継続性に優れた処理体制の確立、エネルギーの有効利用促進のため

イ　合併処理浄化槽の整備

合併浄化槽の整備については、表 ５のとおり行う。

表 5　合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事　業	直近の整備済基数 （基） （平成 28～30 年度）	整備計画基数 （基）	整備計画人口 （人）	事業期間
02	公共浄化槽等 整備推進事業	7	20	118	R2～R6

（４）施設整備に関する計画支援事業

本計画期間においては、施設整備に関する計画支援事業は予定していない。

（５）その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア　三者協働による取り組みの推進

施策番号301　町会・自治会や事業者等との連携体制の構築・強化

市民や町会・自治会等の主体的な取り組みを推進していくために意見交換を行い、清掃指導員がリサイクル推進員等を通して、さらなる連携体制を構築していく。また、様々な団体の活動・取り組みを後押しできるよう、関係所管とも連携を図っていくとともに、大学や飲食店等と連携した食品ロス削減に向けた取り組みを継続・発展する。

施策番号302　資源集団回収の促進

集合住宅や学生寮等へ資源集団回収の働きかけを強化することにより、市民の主体的な取り組みを支援する仕組みづくりを推進していく。

さらに、資源集団回収品目の対象拡充についても、他都市の事例を参考にし、調査・研究していく。

施策番号303　マイバッグや店頭回収の普及啓発

レジ袋の削減に向け、国や東京都の取り組みとも連携を図りながら、買い物時におけるマイバッグの利用や、不要なレジ袋を受け取らない行動を促進するための取り組みを、市民や事業者とともに進めていく。

イ　公共下水道の接続促進

公共下水道は社会資本であり、供用開始後、速やかに接続されることにより、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全等が実現されるが、供用開始後も長期にわたって下水道に接続されない建物がある。

これらの建物に対しては、戸別訪問や文書の送付等により、接続義務や公共下水道の意義について説明・指導を行い、接続促進を図っていく。

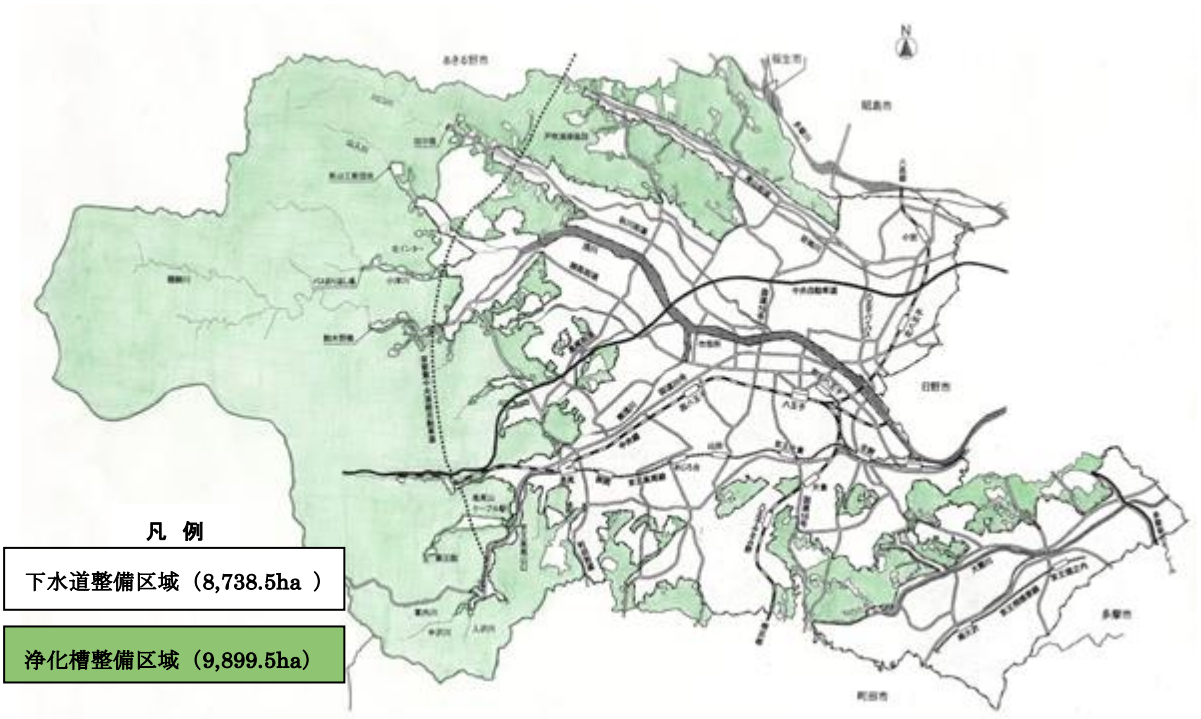

図 5　八王子市における生活排水の処理区域図

施策番号304　公共下水道接続支援制度の仕組み検討

平成 21 年（2009 年）10 月から平成 23 年（2011 年）８月までの約２年間を下水道接続促進強化期間とし、接続支援制度を拡充するとともに接続指導制度を設け、し尿処理手数料等を改定するなど接続促進に取り組んできたことで下水道水洗化率は、平成 24 年度（2012 年度）には約 97.0%、平成 29 年度には約 98.2%となった。

未接続の約 1.8%の方に対しての接続を促進するために、地域や未接続世帯の特性を検証し、高齢者世帯・賃貸アパート所有者に対する新たな公共下水道接続支援制度の検討を行っていく。

施策番号305　現場主義で取り組む戦略

＜戸別訪問による接続指導・勧奨の継続実施＞

環境負荷の大きい単独処理浄化槽や管理不十分のため臭気等により近隣に迷惑をかけている浄化槽に対し、早期の接続を促すため、戸別訪問を継続的に実施し、不在宅に対しては、休日訪問などの対策を検討する。

＜大型・中型浄化槽の接続促進の強化＞

大型・中型浄化槽への接続促進施策は以下の３点を強化していく。

① 大型・中型浄化槽の使用者に対して、下水道への接続義務があることの周知徹底を図り、故意に従わない場合は点数制度の導入などの新たな基準を設けて氏名公表制度による指導・勧告を実施する。

② 未接続浄化槽の管理者に対し、下水道への早期接続を戸別訪問や啓発により促し

てきたが、今後は更に、接続完了までプロセスを記載した計画書の提出を求め、計画内容に応じた指導を行っていく。

③ 水質汚濁防止法による特定事業場の中には、浄化槽を設置して処理水を公共用水域へ排出している工場や事業場がある。市では、特定施設の届出を受け、特定施設の状況、汚水等の処理の方法など報告を求めるとともに立入検査を実施していく。今後は、特定事業者の立入検査所管と連携した定期的な接続促進を推進していく。

＜地域の重点化による接続促進の検討＞

下水道水洗化率は平成 24 年度（2012 年度）には約 97%、平成 29 年度（2017 年度）には約 98.2%を達成したものの、下水道の供用開始時期の差や、地域の特性により水洗化率に開きがあることから、水洗化率の低い地域について、接続促進重点地域（重点化）と定め、強化月間を設けるなど接続促進を検討していく。

＜複合的な接続促進＞

浄化槽維持管理の指導・ 河川の水質保全・水路等への放流水の占用・下水道使用料など様々な視点により、関係所管による複合的な下水道への接続促進を検討していく。

また、一般家庭のし尿収集や接続促進時に下水道接続に向けた相談とアドバイスを行う「接続相談」を行うとともに、他部署で実施している事業（介護保険住宅改修費支給制度等）などと連携を図りながら水洗トイレへの転換の負担等の軽減を図る。

ウ　市設置型浄化槽の設置促進

施策番号306　経済的負担の軽減

従来、個人負担としていた浄化槽と接続ますをつなぐ排水管を浄化槽設置工事の中で行うことにより、経済的負担の軽減を図る。

また、年金生活者等の高齢世帯や介護保険受給世帯等に対して、他部署で実施している事業（介護保険住宅改修費支給制度等）と連携することで、水洗トイレへの転換の負担等の軽減を図る。

施策番号307　公共用地等を利用した整備

狭小地が複数戸存在する地区に対して、道路等の公共用地を利用して浄化槽を設置し、集合処理する方法を実施する。

施策番号308　処理水の浸透処理

低地のため既設放流先に接続できない場合や、そもそも放流先が確保できない場合に処理水を浸透処理できる浄化槽使用を検討し、併せて当該地区の井戸分布状況や地質調査等を行い実施可能かどうか検討する。

エ　まちの美観の確保（不法投棄対策）

施策番号309　みんなの町・川の清掃デーの実施

市民・事業者・市の三者が自発的かつ継続的に本市の自然・景観保持のための取り組みを進めていけるよう、地域活動として定着している「みんなの町・川の清掃デー」

をはじめとした、次世代へとつながるまちの美観確保に向けた取り組みを引き続き実施する。

施策番号310　不法投棄対策の取り組み

不法投棄等の犯罪を許さないまちをつくるために、看板・監視カメラの設置や夜間パトロール等による監視強化を引き続き実施するとともに、児童が描いたポスターを掲示することで、市民・事業者の意識やモラル・マナーの向上を図る。

また、公園や河川敷周辺でのごみのポイ捨て・放置等を防止するために、その管理者と協議しながら、不法投棄防止看板などを設置し、啓発を進めていく。

オ　災害時の廃棄物処理に関する事項

施策番号311　災害廃棄物対策への取り組み

平成 27 年度（2015 年度）に策定した「八王子市災害廃棄物処理計画」に基づく取り組みを推進していくとともに、訓練等を通じて円滑・迅速な処理が実現できる実効性の高い体制を構築していく。

なお、稼働予定の新館清掃施設においては、災害に強い廃棄物処理システムの構築をめざす。災害発生時にも自己発電電力により運転を継続し、万が一緊急停止した場合においても、電力供給が途絶えた状況から速やかに運転可能な機能を持たせ、地域の防災活動を支援できる施設として整備を進めていく。また、戸吹クリーンセンターでも、避難所機能の役割を果たすことができるように検討を進めていく。

さらに、災害廃棄物削減のため関係所管と連携を図りながら、平時からの家屋内の退蔵品・不要品の適正処理の促進等も進めていく。

施策番号312　収集要員・資材の確保と平時の災害対策

災害時に仮設トイレの機能を維持していくには適切な管理が不可欠であることから、市内の民間事業者と協定を結び非常時の備えをしている。

また、災害時に、仮設トイレを迅速に組み立てられる人員の養成も不可欠であり、市の職員だけでは、すべての避難所で迅速に仮設トイレを組み立てることはできないため、地域の方に組み立て方法・管理方法を知ってもらうことも重要な災害対策であることから、平時より人材育成を進める。

さらに、事前に避難所となる各施設を確認し、トイレの設置場所を決めておくことで「非常時のし尿収集・処理計画」が実効しやすくなることから、定期的に各施設を調査し、管理者との調整を図っていく。

施策番号313　市で備蓄する仮設トイレ以外のトイレ対策

市内の避難所には仮設トイレがすでに配備されているが、防災計画上の被害想定が見直されたこともあり、備蓄数が不足する恐れもあるため、仮設トイレ以外のトイレ対策について防災や避難所担当所管等と協議していくとともに、事前の風呂水等の溜め置きによるトイレ使用や、簡易トイレの備蓄など個人でできる災害対策の PR も担っていく。

施策番号314　し尿受入先の確保

北野衛生処理センターが被災して、使用できなくなることを想定し、八王子水再生センター、浅川水再生センター、南多摩水再生センターでし尿の受け入れをしてもらえるよう東京都下水道局と覚書を締結している。

協定締結に加え、民間事業者の協力も得て、受け入れ先の東京都と本市及び民間事業者による災害訓練を毎年実施しているが、今後も引き続き訓練を実施し、円滑な災害時連携を図っていく。

4　計画のフォローアップと事後評価

（1）計画のフォローアップ

本市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて都・国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況等を勘案し、計画の見直しを行う。

（2）事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

（添付書類一覧）

■添付資料１：対象地域図
■添付資料２：ごみ処理目標の設定に関するグラフ等
　　２－１　：排出量と人口の推移
　　２－２　：生活系ごみ排出量と原単位
　　２－３　：事業系ごみ排出量
　　２－４　：処理・処分の推移
　　２－５　：総括（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく基本方針との比較）

■添付資料３：し尿・汚泥処理目標の設定
■添付資料４：処理体制の現状と将来
■添付資料５：指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ
■添付資料６：地域内の施設の現況と予定

◎様式１　循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表１

◎様式２　循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表２

◎様式３　地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

【参考資料様式２】　施設概要（エネルギー回収施設系）
【参考資料様式６】　施設概要（浄化槽系）
【参考資料様式６　補足資料】　循環型社会形成推進地域計画　内訳表（浄化槽系）

■添付資料１　対象地域図

※図中の網掛け部分が対象地域

■添付資料２　ごみ処理目標の設定に関するグラフ等

２－１　排出量と人口の推移（推計値）

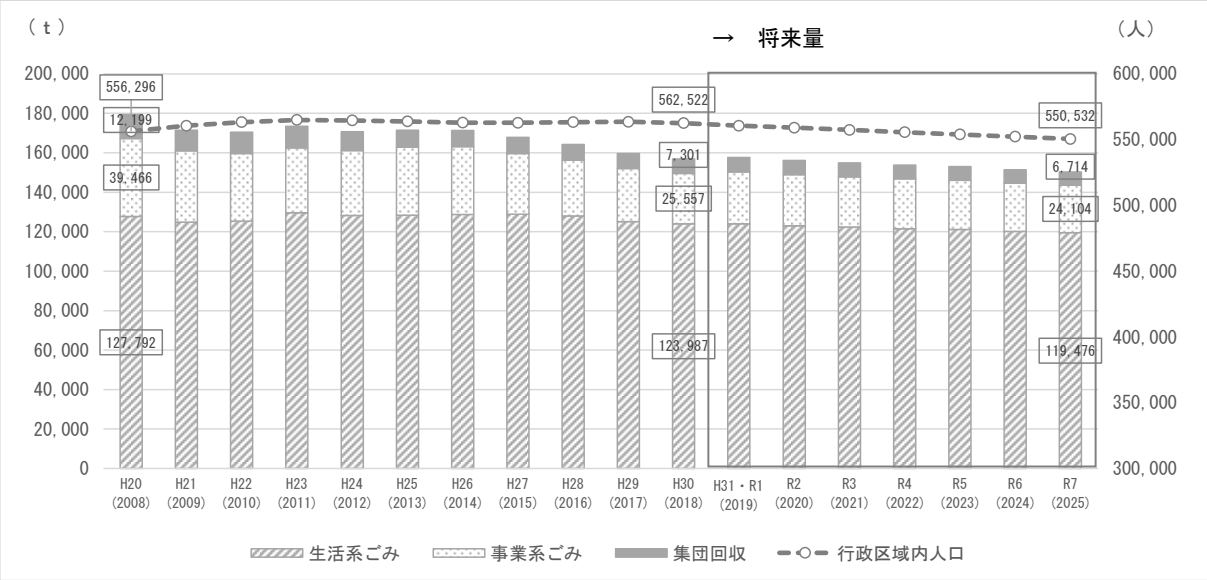

２－２　生活系ごみ排出量と原単位（目標値）

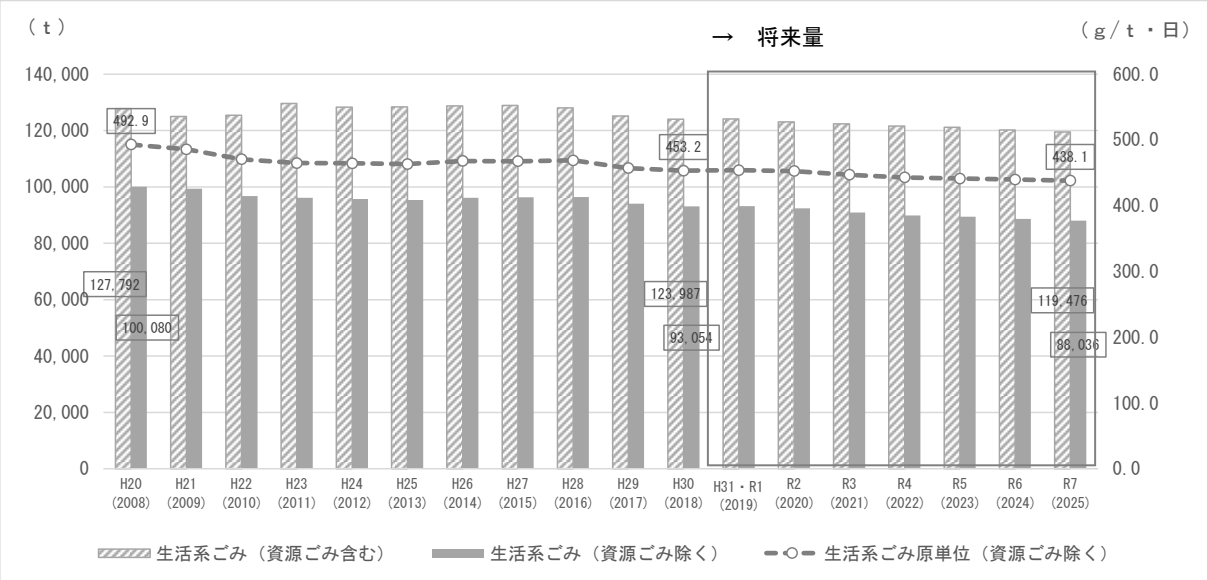

※その他ごみ（側溝清掃ごみ及び不法投棄）を含まない。

２－３　事業系ごみ排出量

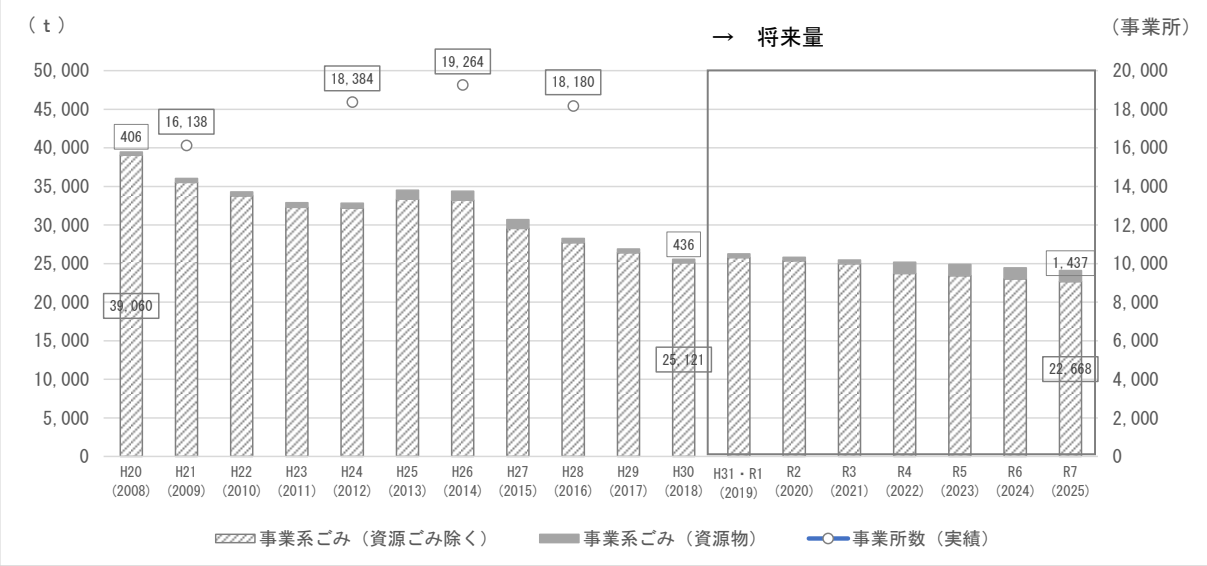

２－４　処理・処分の推移

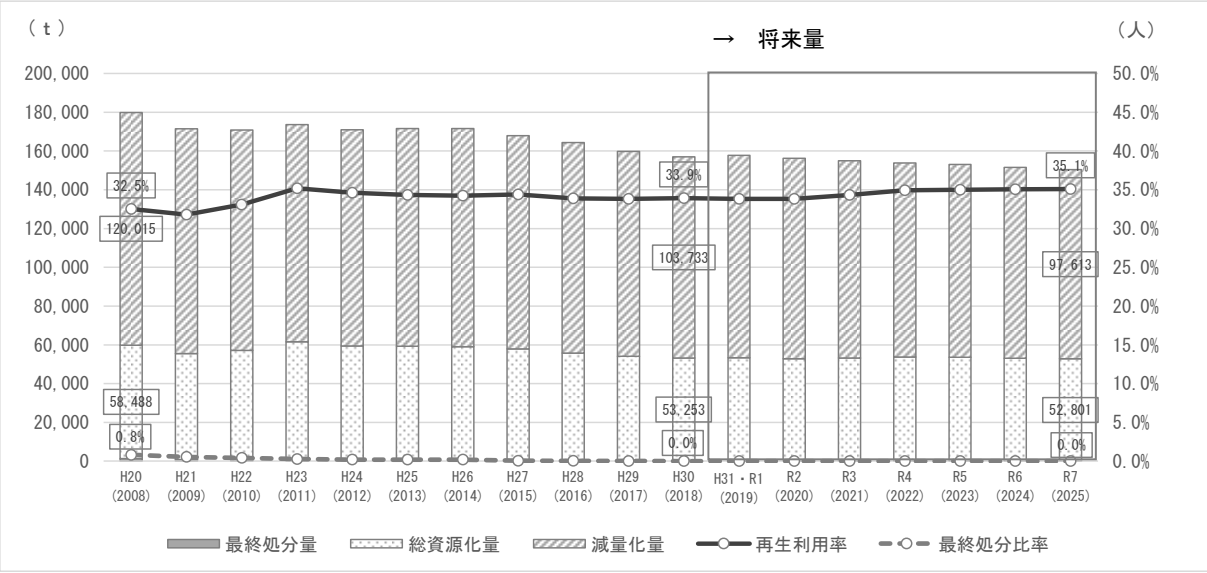

■添付資料３　し尿・汚泥処理目標の設定

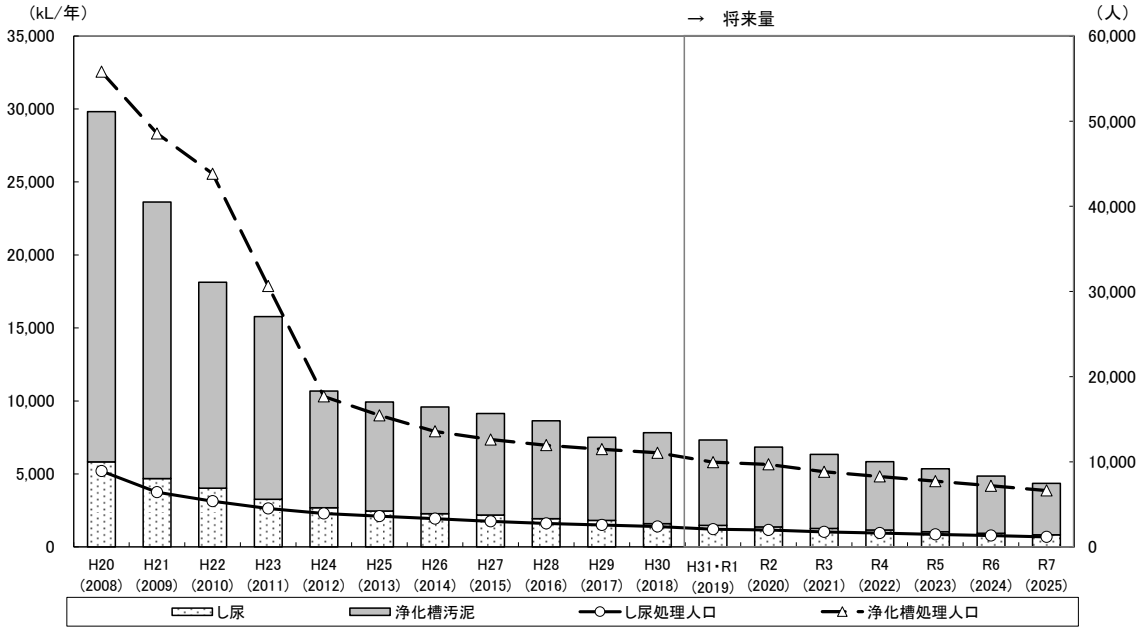

■添付資料４　処理体制の現状と将来

［現　状］

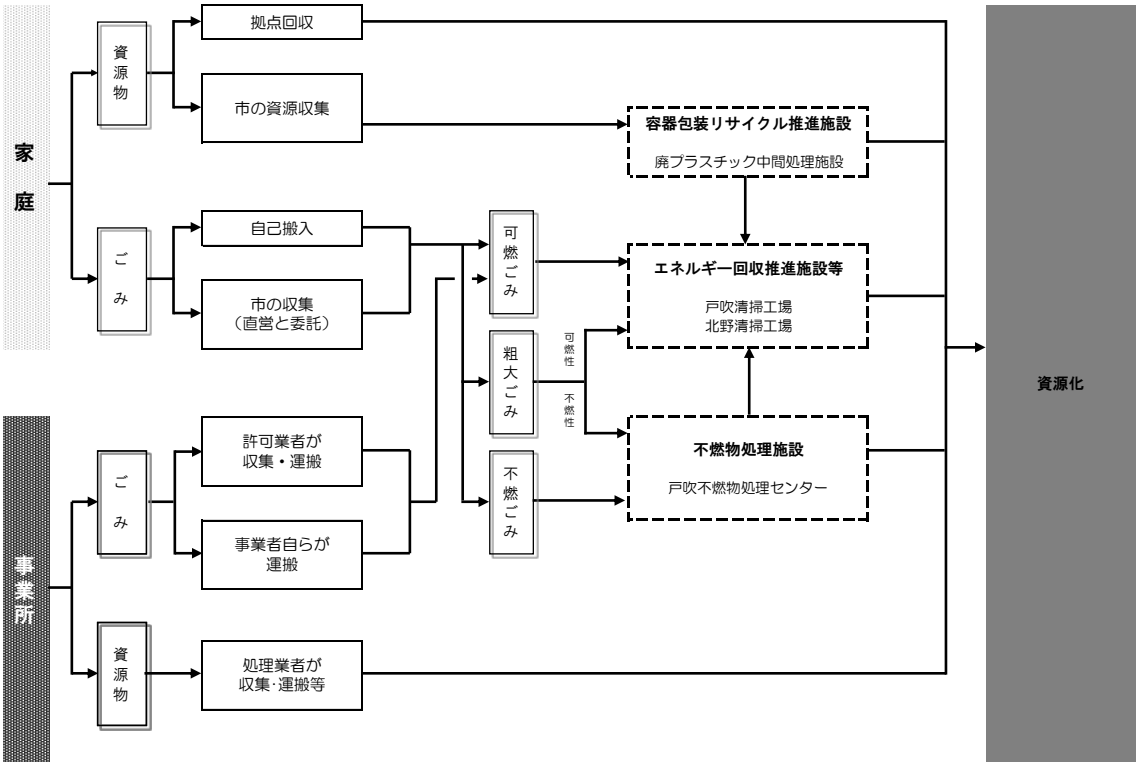

［将　来］

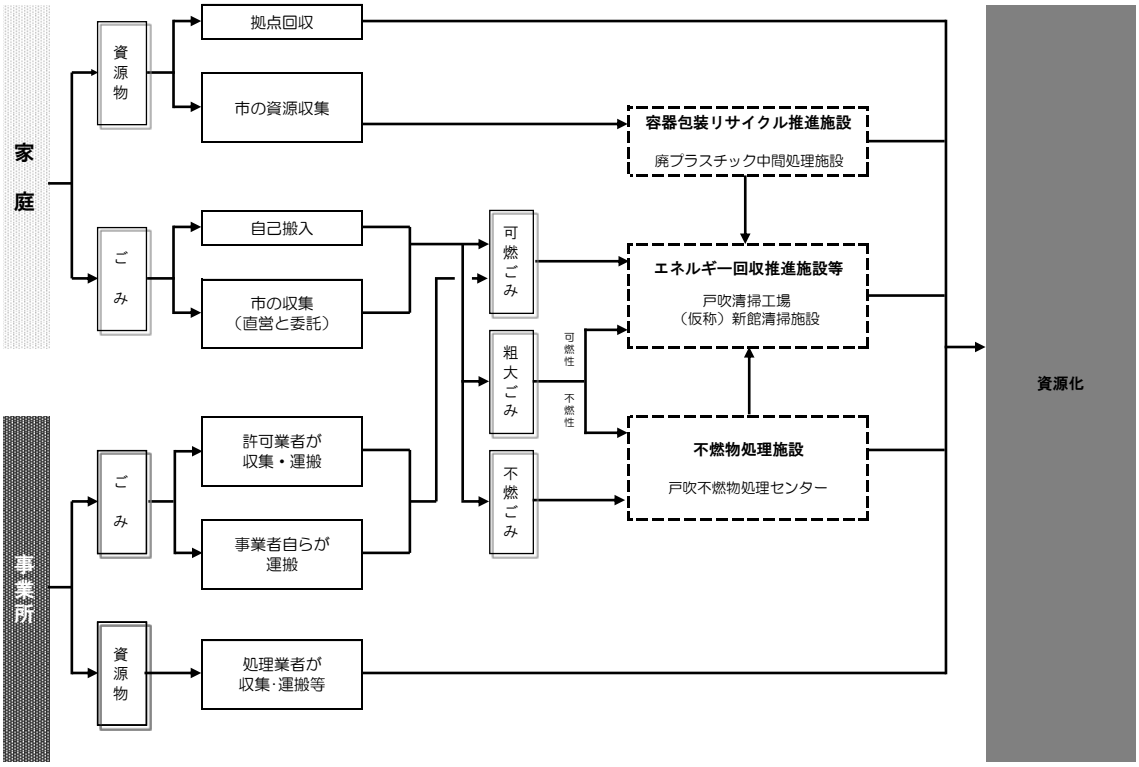

■添付資料５　指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ

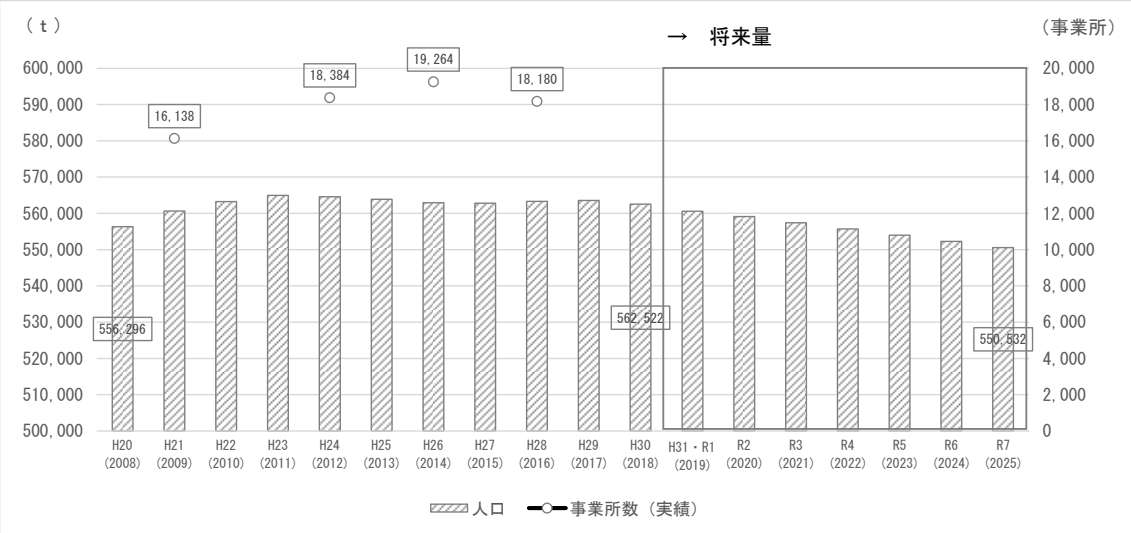

出典）人口実績：　八王子市　住民基本台帳
人口推計：　「八王子ビジョン 2022」における人口推計を住民基本台帳ベースに補正
事業所数実績：「経済センサス」

■添付資料６　地域内の施設の現況と予定

［現　状］

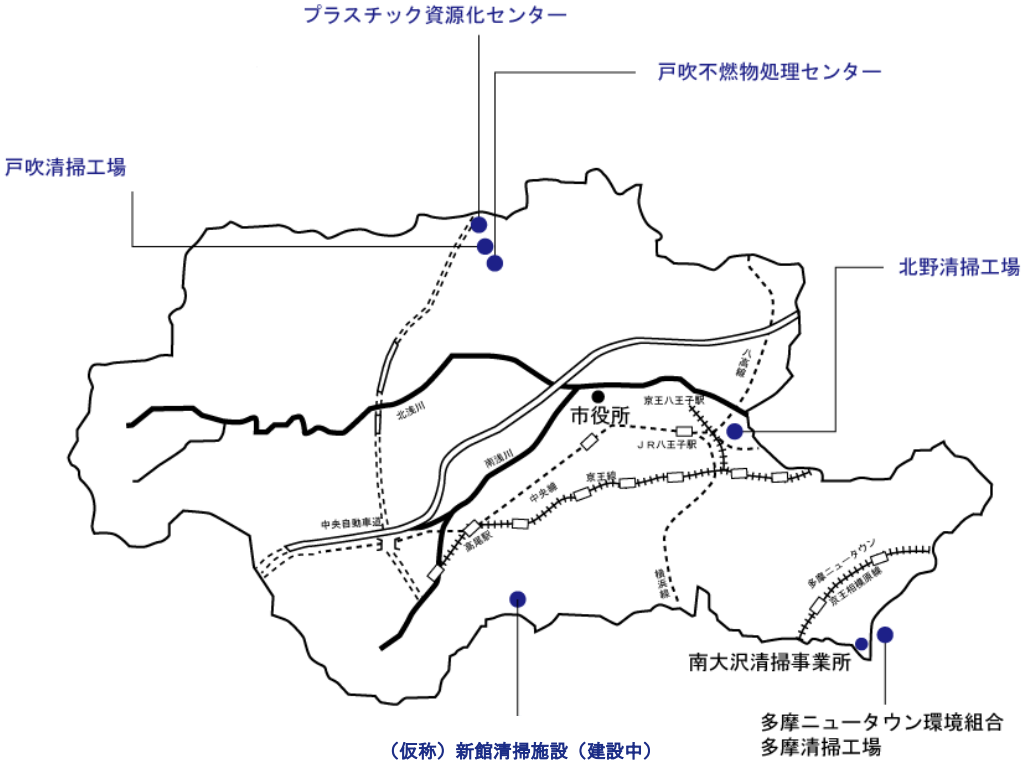

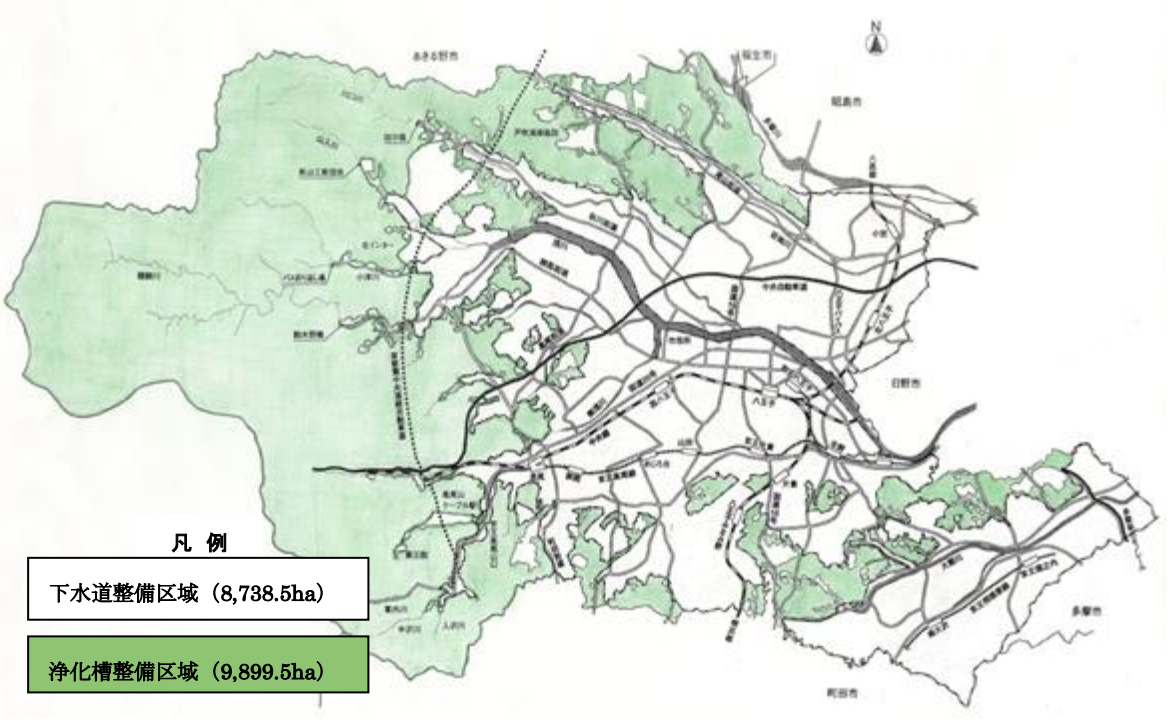
凡 例
下水道整備区域（8,738.5ha）
浄化槽整備区域（9,899.5ha）

［将　来］

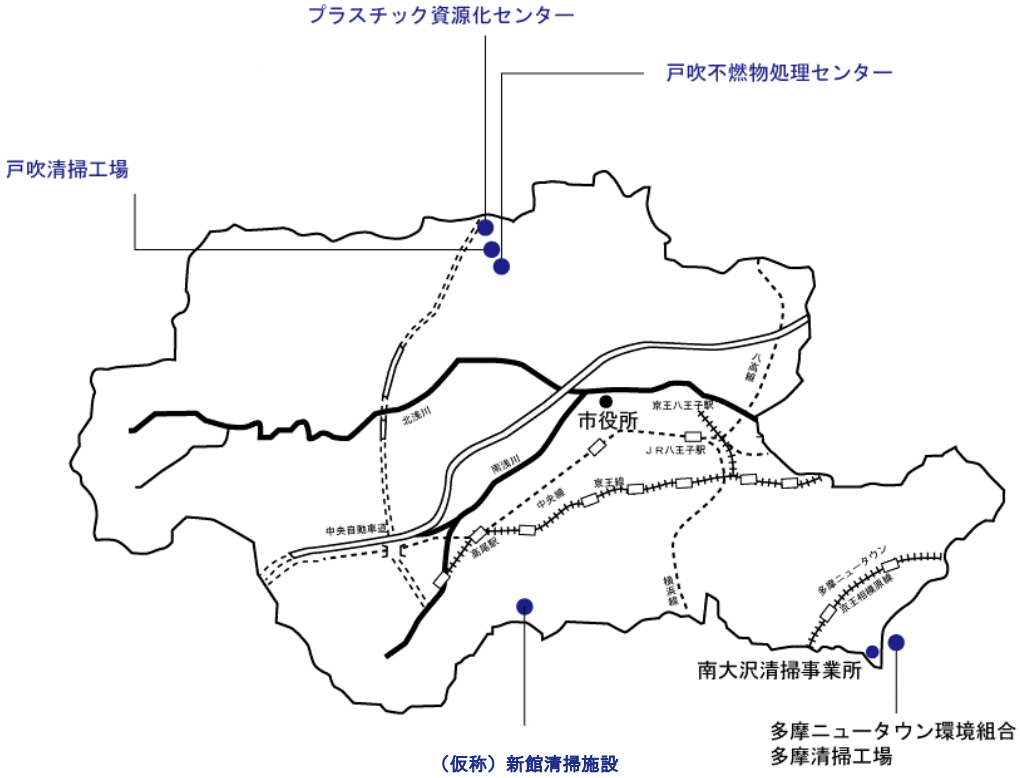
プラスチック資源化センター
戸吹不燃物処理センター
戸吹清掃工場
市役所
京王八王子駅
ＪＲ八王子駅
北浅川
南浅川
中央線
京王線
中央自動車道
八高線
横浜線
多摩ニュータウン
京王相模原線
南大沢清掃事業所
（仮称）新館清掃施設
多摩ニュータウン環境組合
多摩清掃工場

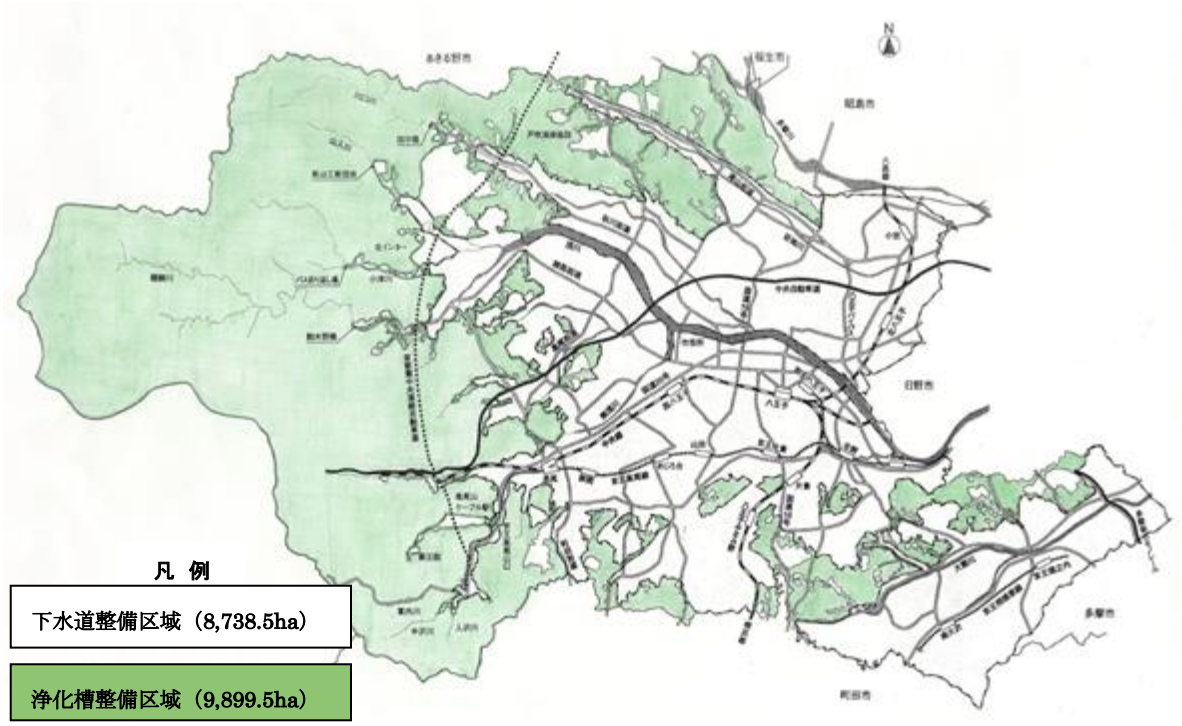
N
凡 例
下水道整備区域（8,738.5ha）
浄化槽整備区域（9,899.5ha）

◎様式１　循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表１

1 地域の概要

(1)地域名	八王子市	(2)地域内人口	562,828人	(3)地域面積	186.38km^2
(4)構成市町村等名	八王子市	(5)地域の要件*	(人口)面積　沖縄　離島　奄美　豪雪、山村　半島　過疎　その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況					

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 / 年		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)						目　標
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和7年度
排出量	事業系　総排出量(トン)	34,404	30,700	28,271	26,909	25,557	26,882	24,104 (H30比-5.7%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.79	1.59	1.49	1.42	1.35	1.42	1.22 (H30比-9.6%)
	生活系　総排出量(トン)	128,910	129,003	128,133	125,271	124,128	124830	119,596 (H30比-3.7%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	468.0	467.6	468.8	457.1	453.2	453.2	438.1 (H30比-3.3%)
	合計　事業系生活系の総排出量合計(トン)	163,314	159,703	156,404	152,180	149,685	151,712	143,700 (H30比-4.0%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	32,454[19.9%]	32,387[20.3%]	30,760[19.7%]	30,045[19.7%]	29,933[20.0%]	30,218[19.9%]	31,343[21.8%]
	総資源化量(トン)	58,734[34.2%]	57,766[34.4%]	55,672[33.9%]	54,064[33.8%]	53,253[33.9%]	53,733[35.4%]	52,801[35.1%]
エネルギー回収量	エネルギー回収量　(年間の発電電力量　MWH)	17,099	17,230	17,117	16,148	14,765	19,708	34,720
	(年間の熱利用量　GJ)	227,287	227,936	225,338	152,988	99,442	146,688	149,163
減量化量	減量化量(中間処理前後の差　トン)	112,513[68.9%]	110,077[68.9%]	108,573[69.4%]	105,691[69.5%]	103,733[69.3%]	104,905[69.1%]	
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	334[0.2%]	86[0.1%]	60[0.0%]	40[0.0%]	0[0.0%]	0[0.0%]	0[0.0%]

※表中の[ ]は各年度の排出量の合計に対する割合を示す。

※排出量の合計は側溝汚泥や不法投棄等のその他ごみを含む。

※平成30年度の熱利用量の現状については、現有施設の基幹改良工事のため、平成30年8月～平成31年3月の間の実績である。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1)現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	開始年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	備考
ごみ焼却施設	戸吹清掃工場	八王子市	全連続燃焼方式	300(t/日)	平成10年4月			
ごみ焼却施設	館清掃工場	八王子市	全連続燃焼方式	300(t/日)	昭和56年4月	平成26年3月	平成27年9月	平成22年9月に稼動停止 (仮称)新館清掃施設へ更新
ごみ焼却施設	北野清掃工場	八王子市	全連続燃焼方式	100(t/日)	平成6年10月			令和4年度までに停止予定
破砕施設	戸吹不燃物処理センター	八王子市	選別	34(t/5h)	平成4年4月			平成27年2月に更新
リサイクルセンター	プラスチック資源化センター	八王子市	選別・圧縮梱包	52(t/日) プラ :40t/日 ペット:12t/日	平成22年10月			
	北野衛生処理センター	八王子市	標準脱窒素処理方式+凝集沈殿+オゾン+砂ろ過	230(kL/日)	昭和57年9月			
ごみ焼却施設	多摩清掃工場	多摩ニュータウン環境組合	全連続燃焼方式 不燃・粗大ごみ処理	400(t/日) 90(t/5h) 不燃系:40t/5h×2 粗大系:10t/5h×1	平成10年4月 平成14年4月			
リサイクルセンター	エコセメント化施設	東京たま広域資源循環組合	エコセメント化	約300(t/日)	平成18年7月			
最終処分場	二ツ塚処分場	東京たま広域資源循環組合		3,700,000(m3)※供用時	平成10年1月			

(2)更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月日	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設の解体の有無及び解体施設の名称	備考
ごみ焼却施設	(仮称)新館清掃施設	八王子市	全連続燃焼方式	160(t/日)	令和4年9月	施設老朽化	館清掃工場	

4　生活排水の処理の現状と目標

指標・単位 ＼ 年度				過去の状況・現状					目　標
				平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和7年度
人口動態※4	行政区域内人口（人）			562,940	562,781	563,327	563,538	562,522	550,532
		水洗化人口	公共下水道人口※1	546,053 97.0%	547,163 97.2%	548,625 97.4%	549,505 97.5%	549,077 97.6%	542,719 98.6%
			コミュニティプラント人口	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
			浄化槽人口※2	13,566 2.4%	12,608 2.2%	11,941 2.1%	11,469 2.0%	11,054 2.0%	6,629 1.2%
			漁業集落排水処理人口	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
		自家処理人口		0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
		し尿収集人口		3,321 0.6%	3,010 0.5%	2,761 0.5%	2,564 0.5%	2,391 0.4%	1,184 0.2%
処理内訳	し尿処理量（kL）※3								
		し尿処理施設	し尿	2,282	2,188	1,930	1,814	1,589	830
			汚泥	7,300	6,954	6,704	5,691	6,238	3,530
		下水道処理	し尿	0	0	0	0	0	0
			汚泥	0	0	0	0	0	0
		海洋投入	し尿	0	0	0	0	0	0
			汚泥	0	0	0	0	0	0
		農地還元	し尿	0	0	0	0	0	0
			汚泥	0	0	0	0	0	0
		その他	し尿	0	0	0	0	0	0
			汚泥	0	0	0	0	0	0

※1公共下水道人口（農業集落人口を含む）

※2みなし浄化槽・合併浄化槽人口

※3自家処理量を含まない

※4人口動態の下段は行政区域内人口に対する割合を示す。（端数処理の関係で割合の合計が100%にならない年度もある。）

5　浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	実施主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基　数	処理人口	開始年月	基　数	処理人口	目標年次	
公共浄化槽等整備推進事業	八王子市	408	1,712	平成16年４月	20	118	令和７年度	

◎ 様式２　循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表２

事業種別 / 事業名称	事業番号	事業主体名称	規模	単位	事業期間 交付期間 開始	終了	総事業費（千円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	交付対象事業費（千円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
○エネルギー回収等に関する事業							**15,089,464**	**2,306,836**	**9,342,148**	**3,440,480**	**0**	**0**	**11,110,011**	**678,468**	**7,229,632**	**3,201,911**	**0**	**0**	
エネルギー回収施設整備（（仮称）新館清掃施設）	01	八王子市	160	t/日	R2	R4	15,089,464	2,306,836	9,342,148	3,440,480			11,110,011	678,468	7,229,632	3,201,911			
○浄化槽に関する事業							**38,212**	**3,886**	**11,940**	**7,462**	**7,462**	**7,462**	**23,178**	**2,154**	**7,506**	**4,506**	**4,506**	**4,506**	
公共浄化槽等整備推進事業	02	八王子市	20	基	R2	R6	38,212	3,886	11,940	7,462	7,462	7,462	23,178	2,154	7,506	4,506	4,506	4,506	
合　　計							**15,127,676**	**2,310,722**	**9,354,088**	**3,447,942**	**7,462**	**7,462**	**11,133,189**	**680,622**	**7,237,138**	**3,206,417**	**4,506**	**4,506**	

◎様式３　地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	施策番号	施策の名称		施策の内容	実施主体	事業期間 開始	事業期間 終了	交付金必要の要否	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
発生抑制、再使用の推進に関するもの	101	有料化		家庭ごみ収集の有料化の継続実施。	八王子市	R2	R6				実施			
	102	環境教育・人材育成のための取り組み	リサイクル推進員等との協働による啓発	リサイクル推進員に本市の目標・課題・取り組み等を理解してもらうための研修会や意見交換会の開催。	八王子市	R2	R6				実施			
	103		環境教育・環境学習の推進	市民・事業者のごみ問題に関する知識の習得や意識向上を目的とした各種イベントへの積極的な出展等、継続的な環境教育・環境学習の推進。	八王子市	R2	R6				実施			
	104		生ごみリサイクルリーダーの養成	地域での取り組みの中心となる人材の発掘や人材育成の推進。生ごみリサイクルリーダーとの連携・協働による新たなリーダー養成のための仕組みづくりの実施。	八王子市	R2	R6				実施			
	105	生ごみの減量・資源化の推進	家庭における食品ロス削減の促進	「3キリ運動（使いキリ、食べキリ、水キリ）」の推進。他所管や関係機関との連携によるフードドライブやフードバンク等の食品ロス削減の取り組みの推進。	八王子市	R2	R6				実施			
	106		ダンボールコンポスト等の普及拡大	ダンボールコンポストをはじめとした生ごみたい肥化に関する講習会（初心者向け・経験者向け）や出前講座等の継続実施。	八王子市	R2	R6				実施			
	107		生ごみの水切り（ひとしぼり）による減量の促進	水切り後のひとしぼりに重点を置いたキャンペーンや啓発活動の推進。	八王子市	R2	R6				実施			
	108	行動の変化を促す啓発・指導・情報提供	広報・ホームページや新たな情報媒体を活用した啓発	紙媒体のほか、ホームページやSNS等の活用による、効果的な情報提供。	八王子市	R2	R6				実施			
	109		ごみの減量・資源化に取り組めていない市民への情報提供	ごみ出しルールが浸透していない転入者や学生、外国人に対し、集合住宅の管理会社やオーナー、市内の大学等とも連携した効果的な啓発の実施。ごみの排出状況が悪い場所での清掃指導員の個別訪問による啓発・指導。	八王子市	R2	R6				実施			
	110	市民による再使用の促進	不要品をリユースする仕組みづくり	関係機関等との連携による再使用可能な品物を必要とする市民に譲渡できる体制の構築など、不要品を活用するための仕組みづくり。	八王子市	R2	R6				実施			
	111		フリーマーケット開催情報の提供	フリーマーケットなど、市民同士で行う不要品のリユースの推進。	八王子市	R2	R6				実施			
	112		リユースショップの利用促進	リユースショップの利用を促すためのリユースショップを紹介する冊子の配布。あったかホールで実施しているリユースマートのPR等の実施。	八王子市	R2	R6				実施			
	113	排出事業者へのきめ細かな指導	減量・資源化を促す訪問指導の拡大	減量・資源化の効果が大きいと考えられる多量排出事業者への訪問による、機密文書（紙類）や食品残渣（生ごみ）等の民間施設での資源化の推進。	八王子市	R2	R6				実施			
	114		清掃工場での搬入物検査の強化	不適正排出の抑止のための清掃工場に搬入されるごみの搬入物検査の定期的な実施。	八王子市	R2	R6				実施			
	115		適正排出を促す指導	搬入物検査により不適正な搬入物が判明した場合は、収集運搬業者に対して持ち帰りを指示するとともに、排出事業者に対してもごみを適正に排出してもらうための指導を行う。	八王子市	R2	R6				実施			
	116	事業者の意識の変化を促す啓発・情報提供	事業者に合わせた啓発の実施	市内全ての事業者がごみの減量・資源化に取り組めるようにするための先進事例の収集、訪問指導時・市が開催する講習会等での情報提供。「事業系ごみの手引き」の継続配布。	八王子市	R2	R6				実施			
	117		事業者向け講習会の開催	事業者向けに開催している3R講習会の継続実施。	八王子市	R2	R6				実施			
	118	食品廃棄物の減量・資源化の推進	事業者における食品ロス削減の取り組み	「食品ロス削減プロジェクト」の発展。食べ残しの削減等の取り組みに賛同する対象事業所の拡大等の推進。	八王子市	R2	R6				実施			
	119		食品リサイクルの普及促進	食品リサイクル法の対象事業者による主体的な食品残渣の減量・資源化に向けた取り組み促進のための、訪問指導等による広報・啓発、事業者にとっての有用情報の提供。	八王子市	R2	R6				実施			
	120	個人設置浄化槽維持管理の徹底	浄化槽三大義務の周知・啓発	個人設置浄化槽の管理者に対しての下水道接続促進の実施。戸別訪問によるパンフレットの配布や「浄化槽の三大義務」である保守点検・清掃・法定検査の実施の促進。	八王子市	R2	R6				実施			
	121		法定検査受検率の向上	浄化槽法定検査受験率向上に向けた浄化槽の三大義務未履行者に対しての啓発文書による通知の実施。法定期間終了前の「浄化槽法定検査依頼書」添付による受検の促進。	八王子市	R2	R6				実施			
	122		浄化槽法に基づく指導・勧告の実施	浄化槽の三大義務を履行しない浄化槽管理者に対しての口頭指導及び助言の実施。	八王子市	R2	R6				実施			
	123	市民への啓発活動と相談体制の充実	市民への啓発活動の新たな仕組み	ガサガサ探検隊などの体験型イベント等による継続的な啓発の実施。	八王子市	R2	R6				実施			
	124		浄化槽・接続促進の相談窓口の継続	浄化槽・接続促進などの水に関する相談の受付・相談窓口の継続設置。	八王子市	R2	R6				実施			
処理施設の整備に関するもの	01	（仮称）新館清掃施設整備事業		安定性・継続性に優れた処理体制の確立、エネルギーの有効利用促進のための熱回収施設整備	八王子市	R2	R4	○			実施			
	02	浄化槽市町村整備推進事業		合併処理浄化槽の整備	八王子市	R2	R6	○			実施			

施策種別	施策番号	施策の名称		施策の内容	実施主体	事業期間		交付金必要の要否	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
						開始	終了							
その他	301	三者協働による取り組みの推進	町会・自治会や事業者等との連携体制の構築・強化	市民や町会・自治会等の主体的な取り組みを推進していくための意見交換の実施、さらなる連携体制の構築。	八王子市	R2	R6				実施			
	302		資源集団回収の促進	参加団体数や資源集団回収量の増加に向けた取り組みの推進。資源集団回収品目の対象拡充に係る調査・研究。	八王子市	R2	R6				実施			
	303		マイバッグや店頭回収の普及啓発	レジ袋削減のための買い物時のマイバッグ利用や、不要なレジ袋を受け取らない行動を促進するための取り組みの推進。	八王子市	R2	R6				実施			
	304	公共下水道の接続促進	公共下水道接続支援制度の仕組み検討	未接続の約1.8%の方に対しての接続を促進のための地域特性や未接続世帯の特性の検証。高齢者世帯・賃貸アパート所有者に対する新たな公共下水道接続支援制度の検討の実施。	八王子市	R2	R6				実施			
	305		現場主義で取り組む戦略	単独処理浄化槽利用世帯に対しての早期の接続促進、戸別訪問等の継続的な実施。	八王子市	R2	R6				実施			
	306	市設置型浄化槽の設置促進	経済的負担の軽減	浄化槽設置工事範囲の見直し等による経済的負担の軽減。	八王子市	R2	R6				実施			
	307		公共用地等を利用した整備	公共用地を利用した集合処理等の実施。	八王子市	R2	R6				実施			
	308		処理水の浸透処理	既設放流先への接続・放流先確保が困難な地域での浸透処理可能な浄化槽使用の検討。当該地区の井戸分布状況や地質調査等による実施可能性の検証。	八王子市	R2	R6				実施			
	309	まちの美観の確保（不法投棄対策）	みんなの町・川の清掃デーの実施	地域活動として定着している「みんなの町・川の清掃デー」をはじめとした、次世代へとつながるまちの美観確保に向けた取り組みを引き続き実施する。	八王子市	R2	R6				実施			
	310		不法投棄対策の取り組み	看板・監視カメラの設置や夜間パトロール等による監視強化を引き続き実施する。児童が描いたポスターを掲示。公園や河川敷周辺でのごみのポイ捨て・放置等を防止するために、不法投棄防止看板などを設置。	八王子市	R2	R6				実施			
	311	災害時の廃棄物処理に関する事項	災害廃棄物対策への取り組み	「八王子市災害廃棄物処理計画」に基づく取り組みの推進。訓練等を通じた円滑・迅速な処理が実現できる実効性の高い体制の構築。	八王子市	R2	R6				実施			
	312		収集要員・資材の確保と平時の災害対策	市内民間事業者との協定締結。仮設トイレ組立に係る平時の人材育成の促進。非常時のし尿収集・処理のための定期的な各施設の調査及び管理者との調整。	八王子市	R2	R6				実施			
	313		市で整備する仮設トイレ以外のトイレ対策	仮設トイレ以外のトイレ対策に関する防災・避難所担当所管等との協議。個人でできる災害対策のPRの実施。	八王子市	R2	R6				実施			
	314		し尿受入先の確保	災害時における八王子市水再生センター・浅川水再生センター・南多摩水再生センターでのし尿の受入に係る東京都下水道局との覚書の締結。東京都・市・民間事業者による災害訓練の継続実施。	八王子市	R2	R6				実施			

【参考資料様式２】

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名　　東京都

（１）事業主体名	八王子市
（２）施設名称	（仮称）新館清掃施設
（３）工　期	令和２年度～令和４年度（平成 30 年～令和 4 年）
（４）施設規模	160t/日
（５）型式及び処理方式	全連続燃焼方式
（６）余熱利用の計画	１．発電の有無　(有)（発電効率　17.5%以上）　無 ２．熱回収の有無　有（熱利用率　　%以上）　(無)
（７）地域計画内の役割	資源の有効活用を促進するため、サーマルリサイクルの中核施設として位置づけ、循環型社会形成に寄与する
（８）廃焼却施設解体工事の有無	(有)　無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

（９）燃料の利用計画	

「メタンガス化施設」を整備する場合

（１０）バイオガス熱利用率	
（１１）バイオガス利用計画	

（１２）事業計画額	15,089,464 千円（17,060,760 千円）

【参考資料様式６】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名　　東京都

（1）事業主体名	八王子市
（2）事業名称	公共浄化槽等整備推進事業
（3）事業の実施目的及び内容	市内における生活排水については、市民の快適な生活環境の要望と、公共用水域の水質保全のため、公共下水道による処理を本市の生活排水処理の中心に据え、面的整備の促進と下水道供用開始地域での下水道接続率の向上を進めるとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換などを図ることで、循環型社会の実現を目指す。 平成 30 年度末で生活排水が公共下水道と合併処理浄化槽で処理される割合は人口比 98.8%で、1.2%が未処理のまま公共用水域に排出されている。今後、未処理人口に対して、公共下水道人口や合併処理浄化槽人口への転換を図り、更なる汚水衛生処理率の向上をめざす。
（4）事業期間	令和２年度～令和６年度
（5）事業対象地域の要件	浄化槽整備区域
（6）事業計画額	交付対象事業費　　23,178 千円

【公共浄化槽等整備推進事業】

区分	交付対象基数 （60 人分）	基準額	対象経費 支出予定額	交付金対象 事業費
5 人槽	14 基　（70 人分）	15,606 千円	25,629 千円	15,606 千円
6～7 人槽	4 基　（28 人分）	4,374 千円	7,907 千円	4,374 千円
8～10 人槽	2 基　（20 人分）	3,198 千円	4,676 千円	3,198 千円
11～15 人槽	基　（　人分）	千円	千円	千円
16～20 人槽	基　（　人分）	千円	千円	千円
21～25 人槽	基　（　人分）	千円	千円	千円
26～30 人槽	基　（　人分）	千円	千円	千円
31～40 人槽	基　（　人分）	千円	千円	千円
41～50 人槽	基　（　人分）	千円	千円	千円
51 人槽以上	基　（　人分）	千円	千円	千円
共同浄化槽	人槽　基　（　人分） 人槽　基　（　人分） 人槽　基　（　人分）	千円 千円 千円	千円 千円 千円	千円 千円 千円
事務費				
調査費				
計画策定 調査費				
うち台帳 作成費用				
合　計	20 基　（118 人分）	―	38,212 千円	23,178 千円